



2016年10月24日

特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ

## 【声明】 ミャンマー・ティラワ経済特別区開発事業・区域 B フェーズ 1 JICA の拙速な出資決定は環境ガイドライン違反 農地収用等の合意取付けは未完了

日本が官民をあげて推進しているミャンマー（ビルマ）・ティラワ経済特別区（SEZ）について、10月21日、国際協力機構（JICA）はミャンマー政府、および、日緬企業と合弁事業契約を改訂し、次期開発区域（区域 B）フェーズ 1（約 100 ヘクタール）への海外投融資<sup>1</sup>による支援を決定しました。

しかし、現場では、区域 B フェーズ 1 内の農地収用により生計手段を喪失する複数の農民の合意取得が完了しておらず、補償措置の内容に関する協議・交渉が依然として続けられています。このように補償対象者との合意がない状況での今回の JICA の出資決定は、「影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」と規定する JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、ガイドライン）に明確に違反するものであり、私たちは深い憂慮の念を表明します。JICA は民間企業に対する海外投融資のスキームであっても、円借款や無償資金協力等と同様の環境社会配慮を行なうべきであり、ガイドラインを蔑ろにすることは許されません。

また、これまでの区域 B フェーズ 1 に係る移転・補償措置の協議・合意取得のプロセスにおいては、同 SEZ 開発事業の区域 A の移転・補償プロセスにおいて私たちが指摘してきた以下のような問題点が繰り返し起きています（10月14日時点）。

- ・ ガイドラインで規定されているとおり、移転・補償措置を受ける対象者が、「以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復」できるよう、移転や生計手段の喪失の以前に十分な時間的余裕をもった上で生計回復支援、職業訓練、雇用斡旋等が開始されるべきであるにもかかわらず、現時点では、現在の生計手段から代替の生計手段への移行期間も含む、具体的な生計回復措置の計画・シナリオは依然として明示されていない。
- ・ 共有地や自然資源（放牧・自然採取等）の利用機会の減少、もしくは、喪失に対する軽減措置が考慮されていない。
- ・ 2013 年に実施された補償算定調査（社会経済調査の補足調査）の結果について、その写しが個々の当該世帯に手交されていない。
- ・ 移転・補償対象者が署名した合意文書の写しが当該世帯に提供されていない。
- ・ 栽培してきた野菜・果樹類等について、補償額の算定の基準となる各種類毎（たとえば、ウリ、ナスなど）の再取得価格（同価格の具体的な算出方法・根拠も含む）が補償対象者にすら提示されていない。

区域 A の開発では 2013 年 11 月に 68 世帯が移転。2014 年 6 月に生活悪化を訴え、住民が JICA に異議申立てを行なって以降、2015 年に社会福祉基金（世帯当たり 300 万チャット＝約 30 万円）の支給など、追加措置がとられました。しかし、その後も 6 世帯が、移転地での当初の家屋建設費用や生活苦から膨れ上がった借金を返済できず、抵当となっていた移転地の家屋を売却<sup>2</sup>せざるを得ませんでした。現

<sup>1</sup> 民間企業等に対する ODA（政府開発援助）による投融資。

<sup>2</sup> 区域 A の開発に伴い移転した 68 世帯中、これまでに借金の返済期限に間に合わず、抵当としていた家屋を売却せざるをえなかった世帯は 7 世帯にのぼる。うち 1 世帯は上述の社会福祉基金が支給される前に売却しており、残り 6 世帯は 2015 年 12 月から今年 9 月にかけて売却。現在、同 7 世帯中 4 世帯は移転地内に借家。2 世帯は別の場所に借家。また、

在も少なくとも4世帯が家屋を抵当にした借金の返済期限を控えている状況です。このように、移転後ほぼ3年が経つ今も、家屋を失うリスクがあるなど、深刻な生活状況を抱えている世帯が残っていることは、2015年以降、共有地の提供やマイクロ・ファイナンス等の実施が社会福祉基金の支給と同時並行でうまく進まなかったことにも一因があると言えますが、最大の要因は、移転当初の不十分な補償内容と生計回復支援の開始の遅れにあります。

JICAは10月21日のニュースリリース<sup>3</sup>で、「今後、ミャンマー政府によって行われている用地取得・住民移転のプロセスの状況を踏まえ、実際の工事の開始時期が検討される」としていますが、区域Bの開発推進にあたり、影響住民の生活悪化を回避するためにも、ガイドラインの規定をしっかりと遵守するとともに、区域Aの移転・補償プロセスにおける教訓を十分に踏まえ、以下のような措置を徹底すべきです。

1. 農地収用の影響を受ける住民が実効性のある補償・生計回復対策に合意し、農地収用が完了するまで、区域Bフェーズ1の着工、および、如何なる土地整備作業等も拙速に開始しないこと。また、同影響住民との協議・合意取得において、適切な情報公開・参加プロセスを確保すること（事前の情報公開・周知、透明性の高い協議等）。
2. 移転地等の調整・整備、および、生計回復措置の準備・実施がないまま、着工・移転・農地収用を進めないこと。影響住民の生活悪化を回避するため、生計回復支援、職業訓練、雇用斡旋等は着工前、つまり、移転や生計手段の喪失の以前に十分な時間的余裕をもって開始すること。

今後、区域B(700ヘクタール)を含むティラワSEZ予定地の残り2,000ヘクタールの開発では、995世帯(3,829人)<sup>4</sup>が移転を強いられます。区域Bフェーズ1の移転・補償措置が、今後の事業実施にとっても大変重要な試金石となることに鑑み、日本政府・JICAは拙速な事業推進を再考し、影響住民の生活状況が悪化することのないよう、適切かつ丁寧な協議プロセス・対策を確保していくべきです。

連絡先：特定非営利活動法人メコン・ウォッチ  
Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039  
E-mail : info@mekongwatch.org

---

1 世帯は同移転地のすぐ目の前に家を立て、生活をしている状況である（10月7日時点）。

<sup>3</sup> [https://www.jica.go.jp/press/2016/20161021\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2016/20161021_01.html)

<sup>4</sup> <http://www.myanmarthilawa.gov.mm/resettlement-plan>